○農林水産省告示第二千百七十八号

農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の八第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関から認定に関する業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の八第二項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録年月日及び登録番号

平成二十年九月二日　第二十二号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

カナディアン　シード　インスティテュート　カナダ　オンタリオ州　オタワ　キャサリンストリート二四〇―二〇〇

三　登録外国認定機関が認定業務を廃止する農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品及び有機飼料

四　廃止年月日

平成二十八年一月三十一日

○農林水産省告示第二千百七十九号

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第二条第二項の規定により農林水産大臣が指定する特定母樹を次のとおり指定したので告示する。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

指定番号	樹木の名称	樹種	所在場所	本数（単位　本）	所有者の氏名又は名称及び住所
特定二十七―一	天竜二十一号　すぎ	〃	静岡県浜松市浜北区宮口四千八百三十一番地二百九十九	十五	静岡県静岡市葵区追手町九番六号
特定二十七―二	天竜二十二号	〃	静岡県西部農林事務所育種場	〃	〃
特定二十七―三	天竜二十三号	〃	〃	〃	〃

○農林水産省告示第二千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父市荒川小野原字柴原一一四六、字柴原山一一六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字柴原一一四六・字柴原山一一六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町本郷字ウケノ谷隘地一九一六、一九一八、一九一九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市布野町戸河内字上ノ谷一〇一四八の一、字凌木一〇一五〇、一〇一五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ谷一〇一四八の一・字凌木一〇一五〇・一〇一五一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字三角五一二から五五二一まで、五五二二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町北坂梨字高城九六一の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高城九六一の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）